

第3章 ゾーニング・利用規制編

3-1 自然公園法による規制

3-1-1 国定公園指定

高ボッチ高原は、昭和39年6月に指定された八ヶ岳中信高原国定公園の範囲に属している。このため、高原全体が自然環境を守る観点から自然公園法第20条の規定により、特別地域（第1種、第2種、第3種）に指定され、景観及び風致の維持のため、各種行為等の制限及び規制がなされている。

第1種特別地域：特別保護地区（※）に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

第2種特別地域：第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

第3種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

※ 自然公園法第21条の規定により、当該公園の景観維持のため、特に必要と認められる場合に指定される区域であり、特別地域内で指定される（高ボッチ高原には特別保護地区はない）。

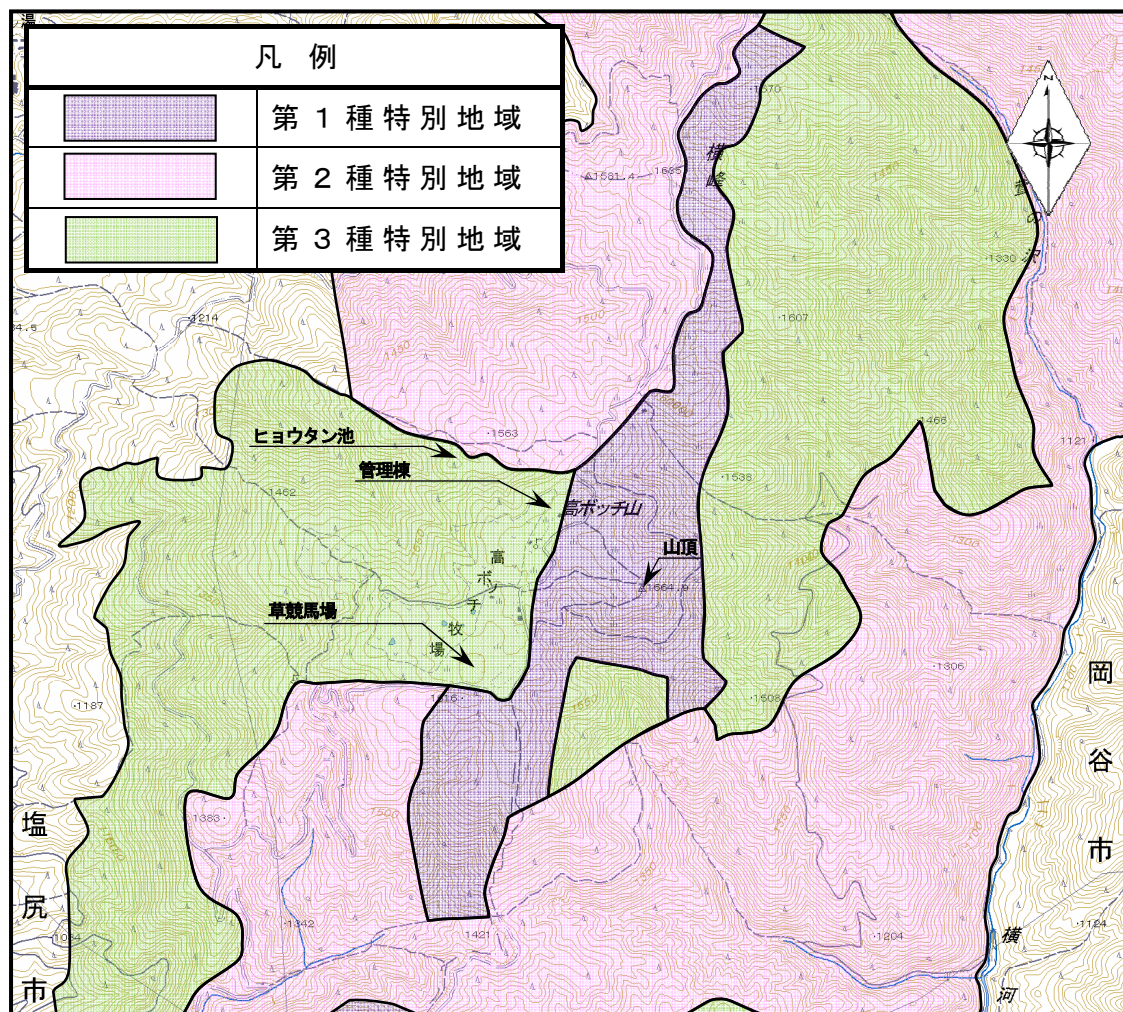


図1 高ボッチ高原特別地域図

3-1-2 特別地域内の行為規制

国定公園の特別地域内では、次に示すとおり行為の規制がなされており、行為を行う際には県知事の許可を得るか、届出が必要となる。

行為の種類	許可・届出
工作物の新築・改築・増築	許可
木竹の伐採	許可
鉱物の掘採、土石の採取	許可
河川・湖沼等の水位、水量の増減	許可
指定湖沼等への汚水・廃水の排出	許可※1
広告物等の掲出・設置・表示	許可
屋外での物の集積・貯蔵	許可※2
水面の埋立・干拓	許可
開墾等の土地の形状変更	許可
植物の採取・損傷等	許可※3
動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	許可※4
屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	許可
湿原等への立入り	許可※1
車馬等の乗入れ	許可※1
木竹の損傷	許可※1
木竹の植栽	届出
植物の植栽、播種	許可※1、3
動物を放つこと	許可※1、4
家畜の放牧	届出

※1…法律上の指定地域に限る

※2…法律上の指定物に限る（土石・廃棄物・再生資源・再生部品）

※3…法律上の指定植物に限る

※4…法律上の指定動物に限る

3-1-3 特別地域内の利用規制

自然公園法第 37 条第 1 項ではマナー維持等を目的として、利用のための規制を規定している。

（利用のための規制）

第 37 条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をを起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

3-2 ゾーニング（エリア指定）と考え方

高ボッチ高原と呼ばれる範囲は非常に広大で、そのすべての範囲を管理対象とすると、時間・労力・資金等の面からどうしても手の行き届かない範囲は出てくると考えられる。

現実的に本ガイドラインを運用していくことを考え、利用者の多い範囲や重点的に保全を図っていくべき範囲を高原の中でゾーニングし、エリア指定することで、それぞれのエリアごとのルール of 徹底や植生管理を行っていくものとする。

3-2-1 自然環境保護エリア

管理棟横駐車場より約 400m 北の地点から、草競馬場までの間の市道高ボッチ線東側は、高ボッチ高原の美しい景観が広がり、保全すべき草原地帯や植生が多く存在していることから、「自然環境保護エリア」と位置づけ、自然環境保護に重点をおいたルールの実施や施設整備の検討をするものとする。

なお、当該エリアは自然公園法上の第 1 種及び第 3 種特別地域の範囲内で、特に草原環境が現存している地域を中心に選定している。

3-2-2 観光・農林業振興エリア

管理棟横駐車場より約 400m 北の地点から、草競馬場までの間の市道高ボッチ線西側は、草競馬場や牧場、展望板、管理棟（自然保護センター）、トイレ等の施設が集中し、観光や農林業等への利用も多いことから、「観光・農林業振興エリア」と位置づけ、自然公園法による規制の順守、観光・農林業振興に重点をおいたルールの徹底や施設整備の検討をするものとする。

なお、当該エリアは自然公園法上の第 1 種及び第 2 種、第 3 種特別地域の範囲内で選定している。

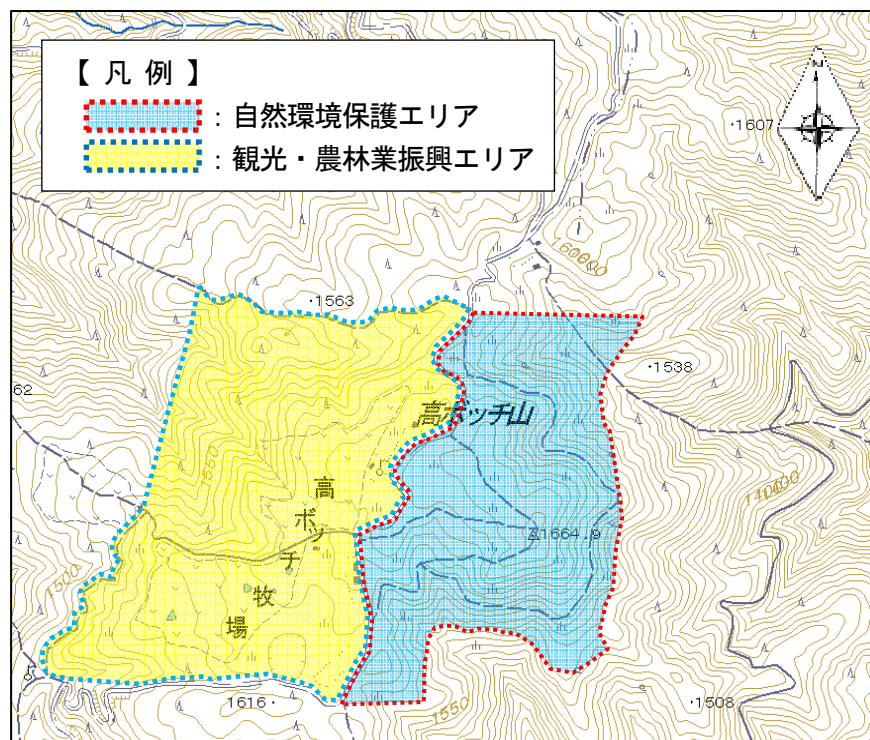


図2 ゾーニング（エリア）指定図

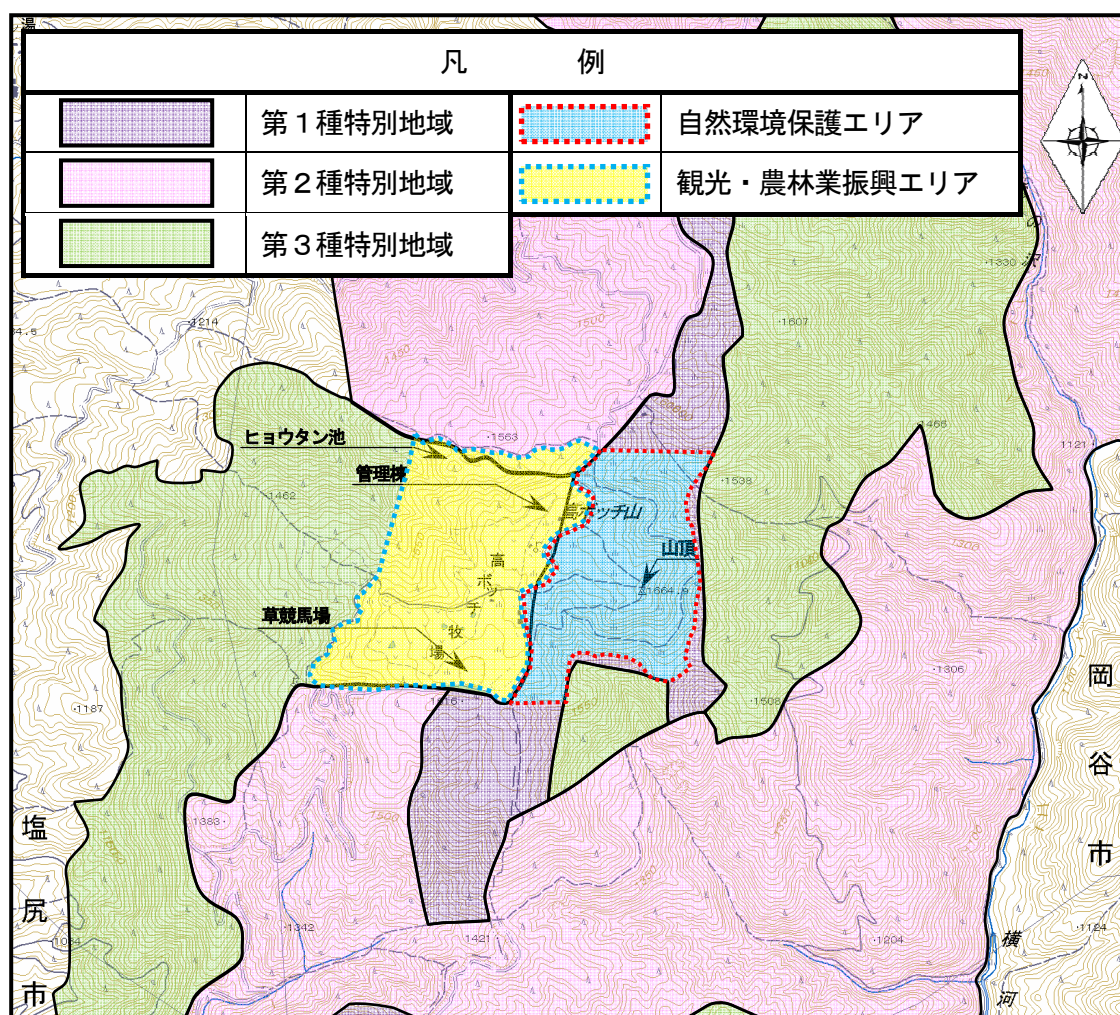


図3 特別地域・ゾーニング（エリア）指定複合図

3-3 自然環境保護エリアの取り扱い

3-3-1 保全すべき草原地帯や植生等

高ボッチ高原は古くから人の手によって管理されてきた二次的草原である。草地の維持管理のために計画的な植生等管理を行っていく必要があることから、具体的な対策については、「第4章 植生保護計画編」の中で示す。

3-3-2 展望台・休憩所等

山頂へ続く遊歩道が3路線整備されており、第2駐車場から延びる路線が最も利用頻度が高い。またその途中には休憩に利用できる休憩所が整備されている。老朽化等の要因により必要な場合は、適切な維持管理を行っていく。



山頂展望台・休憩所等 写真

3-4 観光・農林業振興エリアの取り扱い

3-4-1 管理棟（自然保護センター）

管理棟（自然保護センター）は高原で活動をする際の拠点として活用できるほか、周辺には駐車場やトイレ、展望板、テーブル、ベンチ等が併設されている。

これらの施設について、老朽化等の要因により必要な場合は、補修や改修等を検討する。



管理棟・ベンチ等 写真

3-4-2 草競馬場

草競馬場の利用については、年1回（8月）に観光草競馬大会が開かれ、全国から人が訪れる場所となっている。

草競馬場は全体が木柵で整備されているほか、周辺には駐車場やトイレも併設されており、これらの施設についても計画的に維持管理を行っていくものとする。

また、観光草競馬大会の折には、一時的にはあるが、年間で最も人が訪れる場所であり、自然環境がかく乱しやすい場所であるため、外来植物等の監視も必要である。



草競馬場・トイレ・駐車場等 写真

3-4-3 牧場

ホルスタイン牛が放牧されることで管理されてきた牧場であるが、近年の酪農家の減少等を要因に、牧場としての利用範囲は縮小してきている。牧場は牧草地が一面に広がり、富栄養であることから、一度外来植物等の繁殖力の強い個体が侵入してしまうと爆発的にその数を増やすおそれがある。このため、牧場として利用されなくなった範囲については、定期的な草刈り等による管理が必要である。

また、牧場についても木柵で整備されており、これらの維持管理も行っていかなければならない。



牧場等 写真

3-4-4 ヒョウタン池

ヒョウタン池には、東屋や木柵、橋等が整備されているが、他の施設と比較しても当該施設の利用頻度は低い場所であり、施設整備の優先順位も低い。

ただし、老朽化等により利用者へ危険が及ぶ等の緊急的な箇所については、その都度検討し、管理を行っていく必要がある。



ヒョウタン池周辺 写真

3-4-5 テント・タープ等設置可能エリア（地図：P14 参照）

管理棟（自然保護センター）の付近に、テント・タープ設置可能エリアを設け、利用ルールを作成し、他の利用者の妨げとなる行為の防止や、公園内の各所に許可なく設置されているテント等による希少動植物の損傷を防止するとともに適正な利用を図る。

なお、管理棟北側のテント・タープ等設置可能エリアについては、大勢の利用が見込まれるイベント開催時（観光草競馬大会等）においては、駐車場としての利用を優先し、テント・タープ等の設置はできないものとする。

3-4-6 その他

これまでに挙げた施設以外にも展望板や電波塔、草原地帯、森林地帯等が広がっているが、これらについても適正に管理していく必要がある。

また、草刈りや監視が必要であると考えられる場所についての具体的な対策としては、「第4章 植生保護計画編」の中で示す。



展望板・電波塔等 写真

3-5 自然環境保護エリアの行為規制（ルール）

3-5-1 遊歩道及び広場以外への立ち入りの原則禁止

踏み付け等による植生の衰退や、希少動植物の損傷等を防ぐため、既に柵等によって整備されている遊歩道及び広場以外への立ち入りを禁止とする。

ただし、除草作業やその他ボランティア活動、環境学習、植生の調査及び整備等の際に必要な場合は、立ち入ることを認める。

3-5-2 火気使用の原則禁止

火の不始末による火災防止のため、火気の使用を禁止とする。

ただし、植生回復等を目的とした火入れ等を計画する場合は、事前に安全対策や火災防止対策等が考慮され、十分検討されていると認められる場合については、火気使用を認める場合がある。

3-5-3 家畜及びペットの連れ込みの原則禁止

家畜及びペットによる希少動植物の食害、糞尿等による自然環境への影響等を考慮し、飼い主がリードで繋ぐ等の管理下に置いている状態であっても連れ込みを禁止とする。

ただし、利用者の利便性確保の観点から、盲導犬等の訓練された家畜及びペットを連れ込むことについては、飼い主の管理下に置ける状態に限り認める場合がある。

3-5-4 自然環境保護のための開発（工事等）以外の開発の原則禁止

当該エリアでは、自然環境保護へ重点を置くため、それを達成するための開発（注意・啓発用看板の設置や人止境界柵の整備、植生保護・土砂流出防止等森林機能を維持する設備・既存施設の改築、改修）のみに限定し、自然環境保護のためと捉えることのできない開発は原則禁止とする。

ただし、農林業等への利用のための施設整備やその他の開発行為、老朽化等を要因として利用者に危険が及ぶ可能性があると思われるときは、当該施設の改修や補修を認める場合がある。

3-5-5 その他の規制等

当該エリアにおいて、自然公園法で規定されている許可行為を行おうとする場合については、学術研究及び公益上必要な行為以外は原則行わないものとする。

また、植生の復元や維持に関する行為で、許可行為となるものについては、その都度、関係機関等と協議しながら必要に応じて許可を受けながら実施するものとする。



遊歩道等写真（自然環境保護エリア）

3-6 観光・農林業振興エリアの行為規制（ルール）

3-6-1 火気使用の制限

火の不始末による火災防止のため直火（キャンプファイヤー、地面での直接の焚火、花火）は原則禁止する。

なお、焚火台を使用した焚火や、コンロの使用は可とするが、火の取扱いには十分注意する。

3-6-2 エリア内の車両の通行

事故防止のため、エリア内の駐車場への乗り入れは他の公園利用者に注意し、車両は最徐行で走行する。

3-7 エリア内での共通ルール等

- (1) 森林法によって伐採の規制を受ける保安林等がある。対象となる箇所の管理等については、地域森林計画等に沿って行うものとする。
- (2) ごみは、利用者が持ち帰ることを徹底し（薪の燃えかすや炭の残灰等を含む）、ポイ捨てや不法投棄等による自然環境の汚染を全ての利用者で防ぐものとする。
- (3) 優れた自然の風景地の保護や、その利用の増進による国民の保健、休養及び教化、また、生物の多様性の確保という観点から、利用者のマナーの向上は必須課題といえる。このことから、駐車場以外への自動車等の乗り入れ等は一切禁止とする。

ただし、緊急時や非常災害等のために必要な応急措置として行う行為については適用しない。

- (4) 自然環境の汚染防止のため、トイレが整備されていない第一駐車場及び第二駐車場以外の駐車場では、車中泊等の長時間の占有行為を禁止する。
- (5) 他の公園利用者の迷惑となる自然公園法で禁止されている行為のほか、投光器・ハロゲンライト等、強い光を放つ照明器具の使用は禁止とする。



たき火・車の乗り入れ等 写真

3-8 エリア外の取り扱い

自然公園法等に基づき、次の行為は禁止する。

- (1) ごみのポイ捨て等、汚物や廃棄物を放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させること。
- (3) 拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (4) 展望台、休憩所等を占有すること。
- (5) 悪質な客引き行為をすること。
- (6) 上記の他、他の公園利用者に著しく迷惑をかけること。

高ボッチ環境管理ガイドライン行為規制図

エリアごとの主なルール（主なもの）

自然環境保護エリア	観光・農林業振興エリア
・遊歩道及び広場以外への立ち入りの原則禁止	・直火による焚き火の禁止
・火気使用の原則禁止	
・自然環境保護のための開発以外の開発の原則禁止	
・家畜及びペットの連れ込みの原則禁止	
・駐車場以外への自動車の乗り入れの禁止	
・強い光を放つ照明器具の使用の禁止	

施設ごとのルール（主なもの）

■	駐車場（車中泊等可能）
■	駐車場（車中泊等不可）
■	市関係、施設関係、牧場関係者駐車場
■	展望台（車両侵入、テント設置不可）

